

令和元年度 国立大学法人群馬大学医学部附属病院監査委員会 報告書

国立大学法人群馬大学医学部附属病院監査委員会規程第2条に基づき、令和元年度の監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

I. 監査の方法

群馬大学医学部附属病院における医療安全に係る改革の状況及び医療安全管理体制、並びに医療安全管理責任者、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者、医療の質・安全管理部、医療業務安全管理委員会の業務状況について、開設者、管理者及び医療安全管理責任者等からの説明聴取及び資料閲覧並びに院内視察等の方法により、監査を実施した。

監査は以下のとおり2回実施し、第1回開催時は病院内を現場視察した。また、第2回開催時は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大が懸念されたため、メール会議方式で資料等の確認を行った。

日時：第1回 令和元年10月2日（水）14:00～16:42

第2回 令和2年6月8日（月）～7月8日（水）※メール会議

場所：群馬大学医学部附属病院 アメニティ講義室（第1回開催のみ）

II. 監査委員

委員長 堀田 知光
副委員長 児玉 安司
委員 天野 慎介
委員 岡崎 浩巳
委員 神谷 恵子
委員 谷 修一
委員 中屋 光雄
委員 吉田 慎一（委員は五十音順）

III. 監査事項

第1回開催及び第2回開催を通じ、以下の事項について、病院から説明聴取を行った。

- 1 前回委員会以降の附属病院の経過
- 2 群大病院の改善・改革の実施状況
 - ・病院改革3本柱の現在の活動状況
 - ①地域医療研究・教育センターの活動状況
 - ②医療の質・安全学講座の状況

- ③先端医療開発センターの活動状況
 - ・外科診療センターの活動状況
 - ・画像診断未読確認システムの状況
- 3 医療安全関連事項の報告
 - ・患者参加型医療推進委員会について
 - ・令和元年度「医療安全・質向上のための相互チェック」及び「特定機能病院間相互のピアレビュー」について
- 4 医療安全に係る管理体制及び業務状況等

IV. 病院視察

第1回開催において、病院の現状を確認するため、以下の順で病院内を視察し、各現場担当者等から説明聴取を行った。

- ① 地域医療研究・教育センター
- ② 先端医療開発センター
- ③ 読影室
- ④ 肝胆膵外科病棟

V. 監査の講評・意見

群馬大学医学部附属病院の改善・改革の状況及び医療安全に係る体制等について監査を実施した結果、概ね適正な運営がなされているものと認める。

なお、以下について講評及び意見とする。

1. 地域医療研究・教育センターについて

ぐんま地域医療会議と連携しつつ、県内病院の医師充足や医師配置の適正化などに成果をあげており、多職種連携や教育環境の整備のみならず、多くの分野にわたって成果をあげつつあると認められる。

2. 医療の質・安全管理部と講座の状況について

WHOガイドラインやAHRQ（米国医療研究・品質調査機構）の「医療における安全文化調査」などを十分に検討し、Quality Indicator（質指標）に基づくQuality Improvement（医療の質・安全の向上）の開発や多職種連携教育の研修の実施、意識調査などを行っており、病院に安全文化が着実に根付きつつある。

また、医療事故防止マニュアルについて職員が確認しやすいように、章立ての変更や項目の統一、新規に内視鏡関連の項目を作成しており、適宜見直しが行われていることを確認した。

3. 先端医療開発センターについて

バイオバンクや臨床倫理専門委員会、高度先進医療など、多岐にわたる業務をこなしている（臨床倫理専門委員会の審査は年間 400 件）。他の分野も含めて十分な活動の質及び量の実績をあげているものと認められる。

4. 外科診療センターについて

診療科の講座の統一による器官系の再編が急速にその成果をあげており、インシデント報告数が増加するなど、医療安全に対する意識改革が進んでいる。医療安全管理部門との連携によるM&Mカンファレンスの実施も着実に行われており、その中で、手術症例数全体が堅調に推移し、また、外科診療センター医会への入会者数が一時期激減した中で、平成 31 年度に 7 名、令和 2 年度に 8 名の後期研修医が入会したことは、今後の外科診療の展開に希望が持てる変化である。

5. 画像診断、病理診断等の対応について

大学病院で多数の画像診断が行われる中で、緊急の三ツ星、準緊急の二ツ星に加えて、現場の医療者が、見落とすことによって重大な結果をもたらす可能性のある症例や、緊急及び準緊急以外で放射線診断医が重要情報と判断した報告書にはすべて星を付けるというような努力を開始されていることは、医療安全上、大変意欲的で画期的な取り組みであると評価できる。ただ、それが現場の加重負担にならないかも含めて、今後、効果的かつ効率的な運用を柔軟に模索していただきたい。

なお、重要な所見については、医療の質・安全管理部がカルテを開いて確認することも行っているようだが、これも医療安全管理部門の医師の配置、看護師の配置等を含めて、医療安全管理部門の過剰負担となれば、かえって企画の精神を失うおそれもある。医療安全管理部門と現場の連携において現実的な職務の分担を構築することも、この病院が先頭に立って実践されなければならないことであろう。

6. 患者参加型医療の状況について

入院患者が自身のカルテを閲覧できるシステムを構築し、平成 31 年 4 月から本格稼働を開始している。利用者は開始当初こそ少なかったが、令和元年 9 月から入院案内にシステムの申込書を添付して以降は増加しているようであり、令和元年 8 月までのシステムを利用した患者アンケート結果でも、患者からの評価は概ね好評である。

試行時期に行った医師・看護師向けアンケートでは、約 8 割が患者のカルテ閲覧に不安を感じ、患者の不安も高めるという回答であった。本格稼働後に変化が見られるかどうか、経過を見ながら引き続き分析を行っていただきたい。

さらにインフォームド・コンセント（以下「IC」と表記する。）録音や画像診断書の提供等、患者参加型の医療に関しては極めて先進的な取り組みを開始している。日

本医学放射線学会では、患者側が画像を直接見ることを推奨していないようであり、むしろ禁止している施設が多い中、群大病院の取組みは、一歩前に出た患者参加型医療を進めようというものである。現場の実践を通じて、適切な運用形態や運用方法を検討しながら引き続き進展を期待したい。

7. 医療安全に係る管理体制及び業務状況等について

I Cについて看護師の同席が必要なケースを定義したうえで、同席率が90%を超える状況になっている。アンケート調査では、I C後に理解ができたかどうかの声かけや、わかりにくい言葉のチェック等を項目に挙げており、I Cについて実施率や効果を定量化し、評価していこうとする取組みもまた、全国に先駆けた、意欲的で先端的な取組みであると評価できる。

インシデント報告数については2018年度以降やや減少している。報告対象を整理した結果による影響が大きいということであるが、医療安全研修やリスクマネージャー会議などで報告制度の意義を共有し、報告意識の維持向上に努めており、医師・研修医の報告件数の割合は18%と依然高水準を維持している。

引き続き、職員の医療安全に対する意識の維持向上に努めていただきたい。

8. その他

① 臨床研修医の確保について

初期臨床研修医について、令和2年4月1日の採用者数は昨年度に続き、過去最低の9名であった。もとより、新臨床研修制度への移行で地方の大学に残る研修医は大きく減少したところであるが、群馬県の医療を支える人材の育成について、群馬大学及び医学部附属病院が果たすべき役割は極めて大きく、大学を卒業した医師がどれだけ病院に残るかが大きな鍵となっている。手当新設等の処遇改善や、積極的な広報活動に取り組まれているようであるが、引き続き医学部、病院及び各診療科が協力して研修医の確保に努めるよう期待する。

② 新型コロナウイルス感染症への対応について

今般の新型コロナウイルス感染症拡大への対応について、適切な感染対策を取りつつ、患者受入れのための体制を構築した。感染症病床の増床によるベッドコントロールや看護体制の再構成等について病院長の下、医師や看護師、その他職員が連携・協力して対応していることは、これまで行ってきた病院改革の成果の現れと推察される。

一方、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるために、予定外の経費の支出や、外来患者の減少、診療制限等による病床稼働率の低下等を受け、病院の経営に少なからず影響があるようである。これらの影響を可能な限り抑えるため、地域

や群馬県との連携を一層深めて、安定した病院運営に努めていただきたい。

③ 自己点検の継続について

昨年の特設機能病院再承認以降、がん診療連携拠点病院の再承認や小児がん連携病院の新規認定等、順調な経過が見て取れる。令和2年1月22日に行われた医療監視（医療法第25条第3項に基づく厚生局等の立入検査）では、いくつか指導事項があったようだが、それぞれ改善に向けて対応を進めている。

令和元年5月の日本医療機能評価機構による外部評価の受審や、令和2年4月から活動を開始する医療の質・向上委員会の設置等は、客観的な視点を意識しながら、医療の質の維持及び向上を図ろうとする病院側の姿勢がうかがえるものであり、評価できる。今後も現状の評価に甘えて歩みを止めることなく、不断の自己点検を行っていただきたい。

同時に、患者参加型医療推進委員会が中心になって進めているカルテ共有・IC録音の実施などの先進的な取組みは、国立大学病院だけでなく、全国の医療機関が推移を見守る事業である。現場スタッフの負担に十分注意を払いながら更なる進展がなされることを期待する。

以 上

令和2年9月4日

国立大学法人群馬大学医学部附属病院監査委員会

委員長 堀 田 知 光